第25回岡山行政法実務研究会のご案内

岡山行政法実務研究会幹事
岡山大学副学長・弁護士　吉野夏己
岡山大学法務研究科教授　南川和宣

岡山行政法実務研究会は、自治体職員、法曹（弁護士）、行政法研究者（大学教員）の三者等を構成メンバーに、自治体における喫緊の法的課題にかかる問題を多角的に検討するために設立された研究会です。この度、第25回岡山行政法実務研究会を下記の要領で開催します。

今回は「自治体における公文書管理のあり方について」がテーマです。情報公開制度と公文書の管理のあり方は密接に関係しています。行政文書は、行政内部で作成されたり外部から取得されたりして業務に用いられ、その後も一定期間は保存されます（これらの状態にある行政文書は現用文書といわれます。）。そして、保存期間が満了したものについては、あるものは破棄され、あるものは公文書館等に移され保存された上、歴史的資料として利用に供されます（この状態にある文書は非現用文書といわれます。）。従来、国における公文書については、現用文書につき、各省庁の内規である文書管理規程に基づき管理されていましたが、その後、2009年に現用文書と非現用文書の双方の管理に関し公文書管理法が制定され、法律に基づく管理がなされるようになりました。しかし、防衛省日報事件や森友学園事件等において公文書が適切に管理されていないことが明らかになりました。このような場合、アーカイブズの観点から問題があるばかりか、当該文書を情報公開制度に基づき開示請求したとしても、文書が既に存在していなければ不開示決定が下されることになりますので、同制度にとっても問題となります。以上のような問題意識のもと、国の公文書管理を巡る一連の事件を他山の石として、自治体における公文書管理のあり方について議論したいと考えております。

そこで、今回は、まず実務者の視点から、アーカイブズサイドからみた行政と公文書管理について、岡山県立記録資料館の定兼学館長にご講演をいただきます。そして、岡山大学で長年にわたり情報法を担当され、岡山県情報公開等審査会の会長でもある中村誠岡山大学名誉教授に国の公文書管理をめぐる最近の動向と問題の所在をご講演いただいた上で、自治体として対応策等を議論したいと考えております。

本研究会は自治体法務に興味のある多くの自治体職員の皆様の参加・登録も受け付けておりますので本研究会への参加の呼びかけもお願いいたします。なお、登録していただいた方には、次回以降のご案内をメールにて送付させていただきます。

なお、第25回研究会は当初8月25日（土）に開催を予定しておりましたが、事務局の都合により、第26回研究会として11月18日（日）に延期することになりました。第26

回研究会では、「これからの自治体法務（仮）」をテーマに、北村喜宣教授（上智大学）、宇那木正寛教授（鹿児島大学）、平田彩子准教授（岡山大学）にご報告いただく予定です。

記

１　日　時　　平成 30 年 9 月 22 日（土）　午後２時から３時間程度

２　場　所　　岡山大学津島キャンパス　総合研究棟 2 階　共同研究室
　　地図
　※ 車で来場する場合は、駐車料金が 1000 円程度かかります。

３　研究会テーマ　「自治体における公文書管理のあり方について」

第１報告　「岡山県における公文書管理とアーカイブズ」
報告者　定兼　学氏（岡山県立記録資料館　館長）

第２報告　「国の公文書管理をめぐる最近の動向と問題の所在」
報告者　中村　誠氏（岡山大学名誉教授）
参考文献
１．瀬畑源『公文書問題』集英社新書、2018 年
　＊これは、瀬畑源氏が、時の法令 2000 号（2016 年 4 月）から 2040 号（2017 年 12 月）に連載した「公文書管理と日本人」に加筆修正したものです。
２．ジュリスト 1373 号（2009 年）特集「公文書管理法制定に向けて」の諸論文
　特に、高山正也「国立公文書館の現状と有識者会議最終報告に基づく改革に要する課題」同号 18 頁

４　出席および会員登録の連絡先
　参加希望の方または会員登録ご希望の方は、E メール（oatc-office@law.okayama-u.ac.jp）にて事務局（岡山大学法科大学院弁護士研修センター（℡＆Fax086－251－8412 内）までご連絡ください。
　なお、本研究会は、自治体職員、研究者および弁護士等の自治体法務関係者の研鑽を目的とした緩やかな勉強会であり、会員の皆様に出席、研究報告、費用の負担などの義務を課すことはございません。ご関心のあるテーマにつき、お気軽にご出席ください。また、研究会で取り上げたいテーマがございましたら、事務局までご連絡ください。